

連続立体交差事業に関する国・東京都の動き

● 「鉄道立体化の検討対象区間」

東京都が平成16年6月に策定した『踏切対策基本方針』の中で、鉄道立体化をより計画的・効果的に行うために、都内で20区間の「鉄道立体化の検討対象区間」を抽出しました。圏域では、次の5区間が抽出されました。

- ①西武池袋線 大泉学園～保谷駅付近（練馬区、西東京市）
- ②西武池袋線 ひばりヶ丘～東久留米駅付近（西東京市、東久留米市）
- ③西武新宿線 井荻～東伏見駅付近（杉並区、練馬区、西東京市）
- ④西武新宿線 田無～花小金井駅付近（西東京市、小平市）
- ⑤西武新宿線 東村山駅付近（東村山市）

● 「事業候補区間」

平成20年6月に東京都は、都内20区間の中から、「事業候補区間」7区間を選定しました。圏域では、③西武新宿線 井荻～東伏見駅付近、⑤西武新宿線 東村山駅付近が選定され、「新規着工準備箇所」の採択要望に向けて準備が始められました。

● 「新規着工準備箇所」

⑤西武新宿線 東村山駅付近については、国土交通省により平成21年度の「新規着工準備箇所」に採択され、事業主体となる東京都では、事業化を目指した計画の検討が始められています。

関連する道路整備の必要性

連続立体交差事業による踏切の解消とあわせて、踏切前後の道路や交差点の整備・改良を行うことで、交通問題に大きな効果を発揮することができます。

また、「都市開発・商業」・「医療」・「防災」の視点から、連続立体交差事業とあわせて、次のような道路の整備を推進することも望まれます。

● 駅などの交通結節点を中心とした拠点地区へアクセスする道路

● 鉄道により分断されている地区と医療施設とをネットワークする道路

● 鉄道により分断されている地区と広域避難場所とをネットワークする道路

連続立体交差事業とあわせて行うまちづくり

連続立体交差事業は、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図るとともに、高架下などの新たな空間を生み出すことから、連続立体交差事業とあわせてまちづくりを行うことで、大きなメリットが期待できます。

連続立体交差事業とあわせて、鉄道と交差する道路を整備することで、鉄道で分断された市街地の一体化や、交通基盤の強化を図ることができます。



高架下などの空間に、駅前広場や駐輪場、歩行者専用スペースなどの公共施設を整備することで、駅周辺の利便性を高めることができます。

高架下などの空間に、商業施設などを整備することで、まちの賑わいを創出することができます。

